

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木 直道

## 1. 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 委託業務名

【地方創生推進交付金】

潜在人材掘り起こし推進事業

### (2) 委託業務の目的

本道経済を支える人材を確保するため、求職活動を行っていない女性、高齢者、障がい者（無業の者）といった潜在労働力の掘り起こし・就業意欲の喚起を行うとともに、中小企業において潜在人材層が就業しやすい環境整備を支援するなど、地域の関係機関と連携し、潜在人材の就業の促進と地域の人手不足の解消を図る。

### (3) 委託期間（予定）

契約締結の日から令和3年2月26日まで

## 2. 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和2年7月7日（火）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

ウ 提出場所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階  
電話番号 (011)204-5099 (ダイヤルイン)  
F A X (011)232-1038  
担 当 服 部

(2)審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

(1)交付期間 令和2年6月30日(火)から令和2年7月7日(火)まで

(2)交付場所 3の(1)ウの場所で交付する。

また、北海道(雇用労政課)のホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/index.htm>

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1)提出期限 令和2年7月14日(火)正午(必着)

提出場所 3(1)ウに同じ

提出方法 持参(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1)名 称 北海道経済部労働政策局雇用労政課

(2)所 在 地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3)電話番号 011-204-5099 (ダイヤルイン)

10 その他

(1)提案者の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2)審査結果及び特定者は、公表する。

(3)詳細は、説明書による。